



臨職協にゅん

改正法 成立記念 号

2023年度5号（2023年4月）

発行：自治労本部
臨時・非常勤等職員全国協議会
〒102-8464
千代田区六番町1自治労会館5階
TEL：03-3264-2593
FAX：03-5210-7422

会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正法案が可決・成立！2024年4月1日施行へ

会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法の改正案は、4月14日衆議院総務委員会で可決、その後、4月25日参議院総務委員会に審議の場が移され、自治労組織内議員の岸まきこ参議院議員が質疑を行った後、採決が行われ賛成多数で可決されました。そして、4月26日、私たちが求め続けた改正法案が参議院本会議にて可決・成立しました。

今後は各自治体での確実な条例化を進めるため、当事者の「声」と運動が必要です。自治体単組との連携・当事者による交渉強化にむけてがんばりましょう！

そのためには仲間の結集が必要です。合言葉は「数は力」、職場から発信していきましょう！



総務委員会で質疑をおこなう、自治労組織内議員の岸まきこ議員。総務大臣に対し改正法案の主旨を質しました。

臨時・非常勤等職員全国協議会は、「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」の一環として、全国協議会幹事や協議会設置県地連の代表者を中心に傍聴行動を実施しました。

4月25日の参議院総務委員会で自治労組織内議員の岸まきこ議員から政府に対し、①会計年度任用職員や臨時・非常勤職員の存在の意義、重要性に対する見解、②すべての自治体で勤勉手当支給をすべきであること、③国の非常勤職員との権衡をはかるため、給与改定の時期、遡及に関する明確な見解を質しました。

松本剛明総務大臣からは「教育や子育てを始め様々な分野において会計年度任用職員の方々が地方行政の重要な担い手としてご活躍いただいている」、「会計年度任用職員についても常勤職員の取り扱いに準じた改定を行うことが基本」との答弁がありました。

大沢公務員部長からは、「会計年度任用職員の適正な処遇の観点から、法案が成立した場合には地方公共団体において勤勉手当を支給すべきものと考えている」との答弁を引き出しました。

法改正はゴールではなくスタートです。確実な条例化にむけ、ともに頑張りましょう！

賛成多数で可決しました！



←大沢公務員部長の答弁を真剣に聞き入る臨職協幹事や地連代表者の皆さん。

傍聴後に岸まきこ議員事務所を訪問し、総務委員会での可決を喜びあいました！ →

